

さいたま市公共建築工事積算基準

【資料編】

令和4年10月

さいたま市

さいたま市公共建築工事積算基準【資料編】 目次

第1章 共通事項

1. 目的 1
2. 改修工事の分類
3. 改修工事の積算に用いる単価の適用
4. 工事費内訳書における単価及び価格 2
5. 工事内訳書における数量 5
6. 仮設工事の取り扱い 7
7. 工事量が僅少等の取り扱い 8
8. 時間外、深夜及び休日の労働についての労務単価 9
9. 現場労働者用の墜落制止用器具費の取り扱い

第2章 設計変更

1. 設計変更における工事費の算定 11
2. 設計変更における単価及び価格の適用
3. 設計変更における工期
4. 設計変更における共通費の算定 12
5. 工事の一時中止に伴う増加費用

第3章 共通費

1. 共通費の算定方法 14
2. 共通仮設費及び現場管理費における鉄骨工事の補正
3. 新営工事と改修工事を一括して発注する際の共通費の算定 15
4. 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する際の共通費の算定
5. 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する際の共通費の算定
6. 本来一体とすべき工事を分割した際の共通費の算定 16
7. 工事に伴う湧水の排出費用

第4章 共通仮設費

1. 共通仮設費率の算定に用いるT（工期） 17
2. 共通仮設費に積み上げる項目
3. 鉄骨工事における共通仮設費の補正 19
4. その他工事の共通仮設費率
5. 労務費の比率が著しく少ない工事の共通仮設費率 20
6. 監理事務所を設けない場合の取り扱い
7. 建設発生土処分費及び発生材処分費の取り扱い

8. リース料の取り扱い
9. 共通仮設費率算定の留意事項

第5章 現場管理費

1. 現場管理費率の算定に用いるT（工期） 21
2. 現場管理費に積み上げする項目
3. 鉄骨工事における現場管理費率の補正
4. その他工事の現場管理費率 22
5. 労務費の比率が著しく少ない工事の現場管理費率
6. 建設発生土処分費及び発生材処分費の取り扱い
7. リース料の取り扱い
8. 労災補償に必要な保険契約における法定外の保険料等の補正
9. 支給材を使用する工事の取り扱い

第6章 一般管理費等

1. 一般管理費等における契約保証費 23
2. 前払金支出割合による一般管理費等率の補正
3. 住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用

第7章 その他

1. その他工事として取り扱う工事 24
2. その他工事を一般工事に含めて発注する場合の取り扱い 27
3. 特殊な専門工事を一般工事に含めて発注する場合の取り扱い
4. その他工事等を専門工事業者へ直接発注する場合の取り扱い 28

- 別紙 別表1～別表7 32

さいたま市公共建築工事積算基準【資料編】

第1章 共通事項

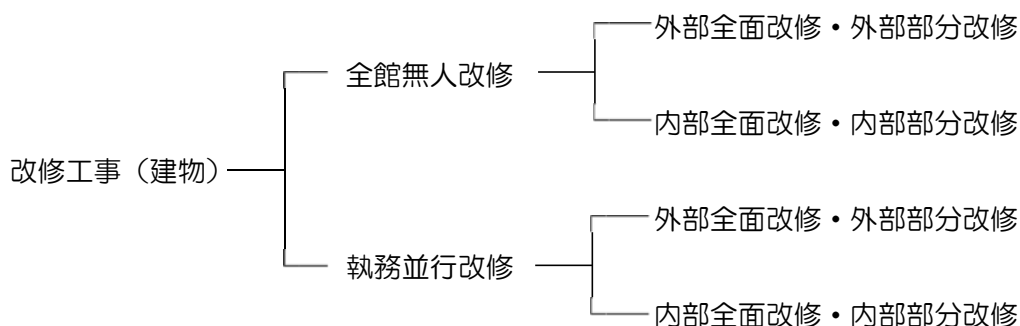
(目的)

1. この資料編は、「さいたま市公共建築工事積算基準」(以下「積算基準」という。)を円滑かつ適切に運用するため、具体的な取り扱い事項を定め、もって工事費の適正な積算に資することを目的とする。

(改修工事の分類)

2. 改修工事は、執務状態、部位、方法等により、分類できる。

(1) 執務状態、部位、方法等による改修工事の分類



(2) 執務状態の区分

改修工事は、工事期間における建物内の執務状況により、全館無人改修及び執務並行改修に積算上区分することができる。

イ. 全館無人改修：仮庁舎等が準備されている等、改修する建物全館が無人（執務者がいない）の状態で行う改修工事をいう。

ロ. 執務並行改修：建物に執務者がいる状態で行う改修工事をいい、施工場所と執務中の場所が区画されている状態の工事も含まれる。また、増築工事においても既存建物と取り合う部分の改修工事については、既存建物の執務者の有無の状態により分類する。

なお、執務並行改修の場合は、施工者が執務環境に配慮等しながら施工を行うことを前提として単価の補正を行う。

(改修工事の積算に用いる単価の適用)

3. 全館無人改修の場合は基準単価とし、執務並行改修の場合は別表-1～3により、基準単価又は基準補正単価とすることを標準とする。

なお、基準単価及び基準補正単価は次による。(表1-1)

(1) 基準単価

イ. 「さいたま市公共建築工事単価表-市場単価-」改修工事(全館無人改修)による単価

- ロ.「さいたま市公共建築工事単価表－標準単価－」改修工事（全館無人改修）による単価
 ハ. 4.（2）で定めた歩掛りによる複合単価

（2）基準補正単価

- イ.「さいたま市公共建築工事単価表－市場単価－」改修工事（執務並行改修）による単価
 ロ.「さいたま市公共建築工事単価表－標準単価－」改修工事（執務並行改修）による単価
 ハ. 4.（2）で定めた歩掛りによる複合単価は、労務の所要量に、建築工事の場合15%増し、電気設備工事及び機械設備工事の場合は20%増しを標準として補正し算定する。
 ニ. 著しく作業効率が悪い場合においては実状を考慮し労務費等を補正する。

表1-1 改修工事の積算に用いる単価の適用

執務状態の区分	単価の適用	使用する単価及び補正
全館無人改修	基準単価	(1) イ～ハをそのまま用いる
執務並行改修※	基準単価	(1) イ～ハをそのまま用いる
	基準補正単価 (2) イ及びロ	(2) イ及びロをそのまま用いる
	基準補正単価 (2) ハ	4.（2）で定めた歩掛りによる複合単価の労務の所要量15%又は20%増し ・建築工事 労務の所要量× 1.15（15%増し） ・電気設備工事及び機械設備工事 労務の所要量× 1.20（20%増し）

※執務並行改修における単価の適用は、別表1～3の工種ごとの「用いる単価」により、基準単価及び基準補正単価を用いる。

（工事費内訳書における単価及び価格）

4. 工事費内訳書に計上する単価及び価格は原則として下記による。

なお、山間へき地等の地理・気象条件が特異な場合や社会・経済動向に著しい変化が認められる場合等においては、実情に応じた適切な単価及び価格を用いる。

（1）単価及び価格の算定については次による。

イ. 材料価格等

材料価格等は、積算時の最新の現場渡し価格とし、(一財)経済調査会発行の「積算資料」及び(一財)建設物価調査会発行の「建設物価」等の刊行物（以下「物価資料」という。）の掲載価格又は製造業者の見積価格等を参考に定める。

ロ. 複合単価

複合単価は、材料、労務、機械器具、その他等の各要素と単位施工あたりに必要とされる数量（以下「所要量」という。）から構成される歩掛りに、次の単価等に乗じて算定する。

- ① 材料単価・・・・材料単価は、物価資料の掲載価格等による。
- ② 労務単価・・・・労務単価は、「さいたま市公共建築工事単価表」における労務単価を採用するが、これに無きものは「公共工事設計労務単価」による。ただし、基準作業時間外の作業、特殊条件による作業等については、労務単価の割増しを行うことができる。
- ③ 機械器具費・・・・機械器具損料は、「請負工事機械経費積算要領」（昭和49年3月15日付建設省機発第44号）による。また、建設機械賃料は物価資料の掲載価格等による。
- ④ 仮設材費・・・・仮設材費は、物価資料の掲載価格等による賃料又は材料の基礎価格に損料率を乗じて算定する。
- ⑤ その他・・・・「その他」は、製造業者・専門工事業者の諸経費（以下「下請経費」という。別表－4参照。）、小器材の損耗費、現場労働者に関する法定福利費等であり、「その他」の率対象に「その他」の率を乗じて算定する。
なお、法定福利費とは、法定の雇用保険、健康保険、介護保険及び厚生年金保険の事業主負担額をいう。

ハ. 市場単価

市場単価は、元請業者と下請の専門工事業者間の契約に基づき調査された単位施工当たりの取引価格であり、「さいたま市公共建築工事単価表－市場単価－」によるが、これに無きものは、物価資料に掲載された「建築工事市場単価」による。また、市場単価は、材料費、労務費、機械経費等（専門工事業者の諸経費を含む）によって構成されるが、その掲載条件が一部異なる場合の単価については、類似の市場単価を適切に補正して算定することができる。

二. 上記以外の単価及び価格

上記以外の単価及び価格は、物価資料の掲載価格又は製造業者・専門工事業者の見積価格等（下請経費を含む。）を参考に定める。

- (2) 複合単価の算定に用いる「歩掛り」は、官庁営繕関係統一基準の「公共建築工事標準単価積算基準」によるほか、(一財)経済調査会発行の「工事歩掛要覧」及び(一財)建設物価調査会発行の「建設工事標準歩掛」等による。

なお、歩掛りにおける構成については次による。

イ. 材料

材料の所要量は、施工に伴い通常発生する材料の切り無駄等を考慮した割増しを含む。

□. 労務

労務の所要量は、平均的能力の作業員による標準作業量とする。

八. 機械器具

機械器具の所要量は、平均的能力の機種による標準作業量とする。

二. その他

「その他」は、下請経費及び小器材の損耗費等であり、別表－５から別表－７の範囲内で工種ごとに定める。

「その他」の率は中間値を標準とし、地域の特殊性等を考慮のうえ適切に定める。

なお、交通誘導警備員等の率の設定がされていない工種等については、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額や会社経費を適切に反映した率を設定する。

(3) 単価及び価格の適用

イ. 採用する単価とその優先順位は次のとおりとする。

- ① さいたま市公共建築工事単価表による市場単価
- ② さいたま市公共建築工事単価表による標準単価
- ③ 物価資料による単価及び価格
- ④ カタログ等による単価及び価格
- ⑤ 製造業者又は専門工事業者の見積りによる単価及び価格

※ ①～④については原則として最新のものを採用する。

※ ①～⑤によらない場合は、(一財)経済調査会発行の「工事歩掛要覧」及び(一財)建設物価調査会発行の「建設工事標準歩掛」に掲載されている歩掛りを用いて、単価を作成する。

※ 上記の単価が適当でないと認められるものについては、設計担当課で別途単価を設定できる。

※ 物価資料は表１－２とし、２種類以上の物価資料名が記載されているものは、それぞれの単価及び価格を比較し安価なものを採用する。

表１－２ 物価資料

物価資料名	出版社
積算資料／建設物価	(一財)経済調査会／(一財)建設物価調査会
建築施工単価／建築コスト情報	(一財)経済調査会／(一財)建設物価調査会
その他の刊行物	

・材料価格等の採用にあたっては、数量の多寡や仕様・規格の違い等、各々の工事における特殊性を考慮する。

・製造業者又は専門工事業者に見積書の提出を求めた場合は、単価及び価格を採用するにあたり、実際の取引状況を精査し、必要に応じて補正を行い採用する。

なお、提出された見積書は、「さいたま市公共建築工事見積徴取事務処理要領」に基

づく「見積比較表」にまとめ保管する。

- 物価資料による公表価格については、実勢価格を想定し単価を採用する。
- カタログ単価は複数社の最低価格を参考とし、実勢価格を想定し単価を採用する。
- 単価及び価格は、原則として工事発注時の最新版を採用し、建築工事と設備工事とは同月のものを採用する。

ただし、議会の議決を要する工事、本来一体とすべき同一建築物又は同一敷地内で分割して発注する工事などの理由により、発注時期にずれが生じる場合の後から発注する工事の単価及び価格は、その後から発注する工事の積算時における最新版の単価及び価格を採用する。

- 物価資料による単価及び価格は、地区による適用都市欄採用順位を「さいたま」→「埼玉」→「東京」→「関東」→「全国」とする。

また、各地区の流通経路に複数の単価がある場合、原則として一次店・商社・問屋・組合・特約店・販売店等の単価を採用する。

(4) 単価の計上は、主要な資材を除き、複合単価として計上する。

(5) 単価・金額・工事価格（建築工事・設備工事 共通）の端数処理は表1-3のとおりとする。

表1-3 単価・金額・工事価格の端数処理

単 価	歩掛りを用いて単価を作成する場合の端数処理	
	1,000 円以上	: 上位 3 桁とし、4 桁目を四捨五入
	100 円以上 1,000 円未満	: 1 円の位を四捨五入
	1 円以上 100 円未満	: 小数点第 1 位を四捨五入
	1 円未満	: 小数点第 3 位を四捨五入
	物価資料による単価は端数処理を行わない。	
金 額	単価と数量を掛け合わせた結果の金額は、整数とする。(小数点以下を切り捨て)	
	別紙明細で算定した場合は、円単位として四捨五入する。	
工事価格	原則として工事価格の有効桁が上位 4 桁	
	1,000 万円以上	: 有効桁が上位 4 桁
	1,000 万円未満	: 10,000 円未満切捨て
	算出された金額の範囲内で、原則として工事価格の有効桁が上位 4 桁、一千万未満の場合 は一万円単位となるように一般管理費で調整する。 ただし、設計変更及び随意契約を行う場合の工事において一般管理費等を算定するにあたり、 控除する契約済みの工事の一般管理費等は、調整する前の金額を採用する。	

(工事内訳書における数量)

5. 工事費内訳書に計上する細目数量は原則として下記による。

(1) 算定の方法に用いる数量は、建築工事においては、官庁営繕関係統一基準の「公共建築数量積算基準」、電気設備工事及び機械設備工事においては、官庁営繕関係統一基準の「公共建築設備数量積算基準」による。

イ. 数量の種類は、下記による。

- ・設計数量・・・・・・設計図書に記載されている個数、台数、組数及び設計寸法から求めた長さ、面積、体積等の数量
なお、材料のロス等については単価の中で考慮する。
- ・計画数量・・・・・・設計図書に基づいた施工計画により求めた数量
- ・所要数量・・・・・・定尺寸法による切り無駄や施工上やむを得ない損耗を含んだ数量
- ・一 式・・・・・・数量で表示が困難なもの

ロ. 数量の単位及び端数処理等は下記による。

- ・建築工事
 - ① 数量は原則として設計数量とする。
 - ② 長さ、面積、体積及び質量の単位は、原則としてm、m²、m³及びtとする。その他のものは個、箇所、組など適切に使用する。
 - ③ 計測寸法の単位は原則としてmとし、小数点以下第2位とする。また、計測・計算過程においても小数点以下第2位とすることができる。
ただし、木材における体積の計測及び計算については原則として小数点以下第4位

とし、断面の辺の長さのみ、小数点以下第3位まで計測・計算する。

④ 内訳書の細目数量の端数処理は、表1-4による。

表1-4 内訳書の細目数量の端数処理（建築工事）

数 量	計上する数値	処 理
100未満の場合	小数点以下第1位	小数点以下第2位を四捨五入
100以上の場合	整 数	小数点以下第1位を四捨五入

設計図書に記載された数量は端数処理しない。

・設備工事

- ① 数量は原則として設計数量とする。
- ② 長さ、面積、体積及び質量の単位は、原則としてm、m²、m³、kg 及び t とする。
機器の単位は、基、面、台、個、組等とする。ただし、少量の改修が点在する場合の数量は、か所等の単位とすることができる。
- ③ 計測及び計算過程における端数処理は原則として四捨五入とし、表1-5による。

表1-5 計測及び計算過程における端数処理（設備工事）

細目	計 測（実数拾い）		計 算（実数拾い）	
	単位	計上する数値	単位	計上する数値
機器類・器具類		整数		
配管類・丸ダクトの長さ	m	小数点以下第1位	m	小数点以下第1位
長方形ダクトの面積	m	小数点以下第2位	m ²	小数点以下第2位
保温、塗装の面積	m	小数点以下第2位	m ²	小数点以下第2位
電線・電線管類の長さ	m	小数点以下第1位	m	小数点以下第1位
土工事・コンクリート工事	m	小数点以下第2位	m ³	小数点以下第2位
その他の長さ	m	小数点以下第1位	m	小数点以下第1位
その他の面積・体積・質量		小数点以下第2位		小数点以下第2位

④ 内訳書の細目数量の端数処理は、表1-6による。

表1-6 内訳書の細目数量の端数処理（設備工事）

数 量	計上する数値	処 理
10未満の場合	小数点以下第1位	小数点以下第2位を四捨五入
10以上の場合	整 数	小数点以下第1位を四捨五入

- 1 土工事・コンクリート工事における数量が0.1未満の場合は、小数点以下第2位までを計上する。（小数点以下第3位を四捨五入）
- 2 設計図書に記載された数量は端数処理しない。

(仮設工事の取り扱い)

6. 仮設工事は、さいたま市建設工事請負契約基準約款に記載のとおり、受注者はその責任において定めるものであるが、その工法・工種が工事価格に著しく影響を及ぼすことで、入札執行上の公平さを損なう恐れがある場合や、予め施工条件がある場合は、設計図書に仮設の方法を特記する「指定仮設」とすることができる。

設計図書に特記した工法・工種と異なった仕様へ変更した場合は「設計変更」の対象となる。ただし、仮設工事は全体の施工方法・手順等によって定められる性格のものであることから、施工段取りや施工要領による軽微な変更内容については受注者の決定事項となる。

なお、設計図書に仮設の方法を特記しない仮設工事（「任意仮設」という。）については、発注当初から予定している工法・工種と異なっても、設計変更の対象とはしない。

表1-7 指定仮設の具体的な細目例

仮囲い	工事用ゲート類
仮設搬入路等（仮設鉄板敷を含む）	交通誘導警備員
山留め	施工条件が厳しい部位の足場等
仮設用資材等を支給する仮設	乗り入れ構台

- ※ 任意仮設、指定仮設の適用については、事業課、工事及び設計主管課で調整し、適用にあたっては設計図書の表記が異なるので、予め設計の段階で調整を必ず行うものとする。
- ※ 設計図書の図面名称等に「参考図」として特記した場合は、「任意仮設」とする。
- ※ 指定仮設・任意仮設の区別は、設計図書に明確に記載を行うものとする。

- (1) 仮設は、「建築物を完成するために必要な仮の施設・設備で建物が完成するまでにすべて撤去されるもの」をいい、次に示す「共通仮設」、「直接仮設」及び「専用仮設」に区分される。

なお、直接工事費に取り扱う細目（直接仮設・専用仮設）は概ね表1-8の項目とする。

イ. 共通仮設

共通仮設については、各工事種目に共通して必要とする仮設の細目で、原則として、この資料編及び国土交通省大臣官房営繕部監修「建築積算のための仮設計画標準」（一般財団法人 建築コスト管理システム研究所 編集・発行）により算出する。

ロ. 直接仮設

直接仮設は、工事種目ごとに必要とされる仮設の細目で、直接工事費として取り扱うものとする。このうち、他科目に渡り使用される仮設やどの科目にも含まない仮設については、「直接仮設工事」の細目に計上する。

ハ. 専用仮設

特定の工種のみが必要とする仮設の細目で、明らかに特定の科目のみ必要とされるものは、直接工事費において、各科目の細目に計上する。

表1-8 直接工事費に取り扱う細目（直接仮設・専用仮設）

直接仮設工事	やりかた、墨出し、原寸型板、外部足場、内部足場、災害防止、養生、整理清掃、仮設資材運搬、その他
土工事	山留め、乗入構台等、アースアンカー、切梁工事、土工事用排水設備、専用仮設
地業工事	専用仮設
鉄筋工事	鉄筋足場
コンクリート工事	コンクリート足場、特別養生
型枠工事	型枠足場
鉄骨工事	鉄骨足場（吊り足場・移動式足場等）
その他	該当する科目の専用仮設

※ 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事における仮設については、他工事設置の仮設を無償で使用できる場合を除き、原則として該当する各科目の直接仮設として細目にて計上する。

（工事量が僅少等の取り扱い）

7. 工事量が僅少の場合、施工場所が点在する場合、工程上連続作業が困難な場合等の単価及び価格は、施工に最低限必要な単位の材料、労務、機械器具等の費用を実状に応じて算定することができる。

（時間外、深夜及び休日の労働についての労務単価）

8. 時間外、深夜及び休日の労働についての労務単価の取り扱いについては以下による。
- (1) 労務単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価であり、時間外、深夜及び休日の労働についての割増賃金は含まれない。
- (2) 時間外及び深夜の労働は、施工時期・施工時間が制限され、割増賃金を見込む必要が設計図書に明示された場合に、労務費を下記により算定する。ただし、時間外の労働は、変形労働時間制等を考慮し、実状に応じて積算する。

$$\text{労務費（総額）} = \text{労務単価} + \text{労務単価} \times K \times \text{割増すべき時間数}$$

ただし、 K （割増賃金係数）＝割増対象賃金比 $\times 1 / 8 \times$ 割増係数とする。

なお、 K （割増賃金係数）は当該年度の「公共工事設計労務単価表（農林水産省・国土交通省）」の「割増対象賃金比及び1時間当り割増賃金係数」による。

また、市場単価の細目工種において、時間外及び深夜の労働について割増賃金を見込む必要がある場合は、割増賃金に相当する割増し率を算出し市場単価を補正する。

- (3) 休日の労働は、緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行い、割増賃金を見込む必要が設計図書に明示された場合に、労務費を下記により算定する。

なお、法定休日とは、使用者の定める週一回以上、もしくは4週間のうちに4日以上
の休日とする。(労働基準法 第35条)

労務費(総額) = 労務単価 × K × 割増すべき時間数

なお、K(割増賃金係数)の取り扱いは(2)による。

また、市場単価の細目工種において、休日の労働について割増賃金を見込む必要がある
場合は、割増賃金に相当する割増し率を算定し市場単価を補正する。

ただし、緊急時等、やむを得ない場合に該当しない法定休日に作業を行い、別の日を振
替休日とした場合は適用しない。

(現場労働者用の墜落制止用器具費の取り扱い)

9. 現場労働者用の墜落制止用器具費の取り扱いについては以下による。

(1) 墜落制止用器具(フルハーネス型)の使用が、設計図書等で示された場合は、現行の安全
帯(胴ベルト型)の費用を差し引いた月額損料(差額)で必要な費用を算定する。

また、月額損料の月数区分は6か月ごととし、建築工事、電気設備工事、機械設備工事
及び昇降機設備工事並びに新営工事及び改修工事で区分する。

なお、各区分の月額損料の算定は、表1-9墜落制止用器具費の算定区分表による。

(2) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事ごとの直接仮設工事又は主
な科目にて墜落制止用器具費とし別紙明細として計上する。

(3) 新営工事と改修工事を一括で発注する場合は、新営工事又は改修工事のうち主な工事で
算定し、主な工事に計上する。

(4) 算定に用いる月数区分の目安は、T(工期)が該当する月数区分による。

(算定方法)

墜落制止用器具費 = 墜落制止用器具費月額損料(差額分) × 月数区分(表1-9)

表1-9 墜落制止用器具費の算定区分表

工事区分		墜落制止用器具費 月額損料(差額分)※	月数区分					
			6か月 まで	12か月 まで	18か月 まで	24か月 まで	30か月 まで	30か月 超え
建築工事	新営工事	6,000 円/月	6 (か 月)	12 (か 月)	18 (か 月)	24 (か 月)	30 (か 月)	36 (か 月)
	改修工事	3,600 円/月						
電気設備工事	新営工事	3,600 円/月						
	改修工事	2,400 円/月						
機械設備工事	新営工事	3,600 円/月						
	改修工事	2,400 円/月						
昇降機設備工事		1,200 円/月	6 (か月)					

※ 墜落制止用器具費月額損料(差額分) = 1 人当たりの墜落制止用器具費月額損料(差額分)

× 現場労働者の同時施工人員想定 (表1-10)

表1-10 現場労働者の同時施工人員想定表※

工種区分	建築工事	電気設備工事	機械設備工事	昇降機設備工事
新営工事	10 人日/日	6 人日/日	6 人日/日	2 人日/日
改修工事	6 人日/日	4 人日/日	4 人日/日	

※ その現場の高所作業を行う現場労働者(下請作業員)が墜落制止用器具(フル-複型)をつける
と想定

1 人当たりの墜落制止用器具費月額損料(差額分)

600 円/人・月 = (墜落制止用器具費(フル-複型) - 現行の安全带(胴ベルト型) - 助成金)
/ 36 か月 (耐用年数)

第2章 設計変更

(設計変更における工事費の算定)

1. 以下の場合の費用には、「当初請負代金額から消費税相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率」(以下「当初請負比率」という。)を乗じない。

(1) 公共料金

現場発生による、湧水を公共下水道に流す場合等の費用

(2) 新たな追加の工事

現に施工中の工事と一体で施工することが不可欠な場合において、設計図書で明示していない施工条件について受注者が予期することのできない特別な状態が生じ、以下のイからホの新たな種類の工事を追加する場合の費用。

- イ. とりこわし(地下埋設物及び埋設配管に限る)
- ロ. 地盤改良
- ハ. 土壌汚染処理
- ニ. アスベスト含有吹付材及び保温材等の処理
- ホ. 上記イから二に伴う発生材処理

(設計変更における単価及び価格の適用)

2. 設計変更における工事費積算に用いる単価及び価格は、原則として以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 工事内容の変更に伴い設計変更契約をする場合

変更部分の「単価」の採用については、次のとおりに取り扱う。

- イ. 採用する単価とその優先順位は、第1章4(3)イによる。
- ロ. 設計変更における工事費積算に用いる単価及び価格は、当初設計における工事費積算時の単価及び価格とする。ただし、改めて見積りにより単価及び価格等を確認する必要がある場合や当初積算時にない単価を採用する場合は、変更時点若しくは変更が判明した時点によることができる。

(2) 追加発注の場合

現に施工中の工事に対し追加工事を発注する場合、その「単価」の採用については、次のとおりに取り扱う。

- イ. 採用する単価とその優先順位は、第1章4(3)イによる。
- ロ. 単価の採用時期は、追加工事の積算時における最新版とする。

(設計変更における工期)

3. 共通仮設費率及び現場管理費率の算定に用いる工期については、原則として発注者の責における工期延長のみ設計変更として取り扱う。ただし、工事一時中止があった場合の工期は、

その一時中止期間を除く。

なお、工期の変更に際し、当初積算時の工期の始期と実際の工期の始期に差異が生じた場合においては変更を行わない。

(設計変更における共通費の算定)

4. 設計変更における共通費の算定は以下のとおりとする。

(1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。

イ. 共通仮設費率は、当初請負比率を乗じる工事、当初請負比率を乗じない工事の直接工事費の合計額及び工期に対応する率とする。

ロ. 現場管理費率は、当初請負比率を乗じる工事、当初請負比率を乗じない工事の純工事費の合計額及び工期に対応する率とする。

ハ. 一般管理費等率は、当初請負比率を乗じる工事、当初請負比率を乗じない工事の工事原価の合計額に対応する率とする。

(2) 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等は、当初請負比率を乗じる工事、当初請負比率を乗じない工事に区分して算定する。

(3) 共通費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定する。

(工事の一時中止に伴う増加費用)

5. 工事の一時中止に伴う増加費用の算定は以下のとおりとする。

(1) 工事の一時中止に伴う増加費用は、受注者が作成した中止期間中の工事現場の維持・管理に関する計画(以下「基本計画書」という。)に基づき、当該費用の内容(項目・数量)の必要性を受発注者で協議したうえで算定する。

(2) 工事の一時中止に伴う増加費用の計上は、工事再開以降の設計変更項目とは区別して計上する。

(3) 工事の一時中止に伴う増加費用の算定は以下による。

イ. 工事の一時中止に伴う増加費用は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用及び工事の再開準備に要する費用(以下「中止期間中の現場維持等の費用」という。)に、工事の一時中止に伴う本支店における増加費用を加算したものである。

① 工事現場の維持に要する費用

工事現場の維持に要する費用とは、中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員(専門職種を含む。以下同じ)を保持するために必要とされる費用等とする。

② 工事体制の縮小に要する費用

工事体制の縮小に要する費用とは、中止時点における工事体制から中止した工事現場

の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等とする。

③ 工事の再開準備に要する費用

工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等とする。

ロ. 中止期間中の現場維持等の費用は、基本計画書に基づき実施された内容について、受注者から増加費用に係る見積りを求め、それを参考に積み上げ計上する。ただし、中止期間中の現場維持等の費用として積み上げる内容に、仮囲い等の仮設、交通誘導警備員等の当初契約の予定価格の作成時に積み上げで算定したものについては、当初契約時の積算の方法により積み上げ計上する。

ハ. 工事の一時中止に伴う本支店における増加費用は、設計変更における一般管理費等の算定方法と同様に、中止期間中の現場維持等の費用を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。

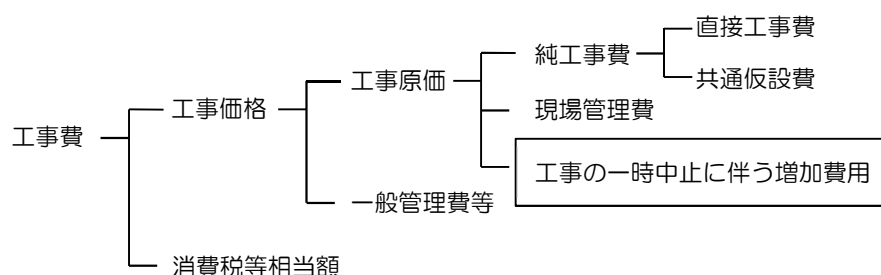
なお、一般管理費等率は、工事原価に中止期間中の現場維持等の費用を加算した額に対する一般管理費等率とする。

二. 契約保証費にかかる補正を行わない。

(4) 中止期間中の現場維持等の費用は、中止した工事の内訳書の中に「工事の一中止に伴う増加費用」として原契約の工事費とは別に計上するものとする。ただし、内訳書上では、原契約に係る工事費と増加費用の合計額を工事費とみなすものとする。

(5) 増加費用の計上箇所

工事の一時中止に伴う増加費用は、工事原価内で計上し、一般管理費等の対象とする。このため、当該費用には一般管理費等を含めない。



第3章 共通費

(共通費の算定方法)

1. 共通費の算定方法は以下による。
 - (1) 共通仮設費の算定は共通仮設費率により算定する。ただし、共通仮設費率に含まれないものは積み上げにより算定する。
 - (2) 現場管理費の算定は現場管理費率により算定する。ただし、現場管理費率に含まれないものは積み上げにより算定する。
 - (3) 一般管理費等の算定は一般管理費等率により算定する。ただし、一般管理費等率に含まれないものは積み上げにより算定する。

(共通仮設費及び現場管理費における鉄骨工事の補正)

2. 積算基準第10(5)及び第11(5)における鉄骨工事の共通仮設費率及び現場管理費率の補正は次のとおり行う。
 - (1) 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造において、鉄骨工事として科目で取り扱う項目は表3-1のとおり全て補正の対象とする。ただし、建方機械器具(定置式・移動式)は、共通仮設費の一般工事の区分として積み上げる。

表3-1 【鉄骨工事】鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造における補正

鋼材費	○	工場加工費	○	鉄骨運搬費	○
工事塗装	○	溶融亜鉛めっき処理	○	現場錆止め塗装	○
建て方費	○	溶接試験	○	現場溶接	○
アンカーボルト	○	スタッド溶接	○	柱底均しモルタル	○
デッキプレート (合成スラブ用)	○	フラットデッキ (床型枠用)	△	耐火被覆	○
				専用仮設	○
付帯鉄骨(母屋、胴縁)	○	鉄骨階段・鉄骨庇	△	設備機器架台	○
鉄塔	○	C. W一次ファスナー	○		

(注) ○印は対象項目、△印は鉄骨造のみ対象項目

- (2) 鉄筋コンクリート造の屋内運動場、倉庫、格納庫等において、屋根部が鉄骨造の場合は補正の対象とする。ただし、主体構造物にかかわらない鉄骨工事(鉄骨階段、鉄骨庇、手すり、設備機器架台等)は補正の対象としない。
- (3) 鉄塔については、単体として取り扱い、設置場所(地盤面又は鉄筋コンクリート造屋上面)にかかわらず補正の対象とする。
- (4) フラットデッキについては、鉄骨造の場合に限り補正の対象とする。

(新営工事と改修工事を一括して発注する際の共通費の算定)

3. 新営工事と改修工事を一括して発注する場合の共通費は次のとおり算定する。

(1) 共通仮設費と現場管理費は、新営工事と改修工事に区分して算定する。

(2) 共通仮設費率及び現場管理費率は、新営工事と改修工事の直接工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの共通仮設費率、純工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの現場管理費率とする。

(3) 積み上げによる共通仮設費と現場管理費は、新営工事と改修工事のうち、主な工事の共通仮設費又は現場管理費に計上する。

(4) 一般管理費等は、新営工事と改修工事の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

(敷地が異なる複数の工事を一括して発注する際の共通費の算定)

4. 敷地が異なる複数の工事をそれぞれの工期を施工条件として一括して発注する場合の共通費は次のとおり算定する。

(1) 共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに算定する。

(2) 共通仮設費率及び現場管理費率は、それぞれの敷地の工事ごとの直接工事費及び工期に対する共通仮設費率、純工事費及び工期に対応する現場管理費率とする。

(3) 積み上げによる共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。

(4) 一般管理費等は、それぞれの敷地の工事ごとの工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

(建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する際の共通費の算定)

5. 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の算定

(1) 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事の場合

イ. 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。
なお、主たる工事とは発注時の工事種別をいう。

- ① 共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとの共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。

- ② 現場管理費は、それぞれの工事種別ごとの現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。
 - ③ 一般管理費等は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。
- ロ. 主たる工事以外のいずれかの工事（昇降機設備工事を除く。）が、主たる工事と比較して軽微な工事であり、かつ、単独の工期設定がない場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。
- ※ 軽微な工事とは、原則として次のいずれかに該当するものをいう。また、工事内容、工事費の比率等を考慮し、適切に対応する。
- ① 主たる工事以外のいずれかの工事の直接工事費が、主たる工事の直接工事費の1/20 以下又は 300 万円以下の場合
 - ② 工事内容、工事費及び工期から判断して、①に準ずるとみなせる場合
- ハ. 共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。

(2) 昇降機設備工事を主たる工事又は主たる工事以外として含む場合

- イ. 当該昇降機設備工事費に対する共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、(1)イ. による。
- ロ. 共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。

(本来一体とすべき工事を分割した際の共通費の算定)

6. 本来一体とすべき同一建築物又は同一敷地内の工事を分割して発注し、新規に発注する工事を現に施工中の工事の受注者と随意契約しようとする場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等は、契約済みのすべての工事と新規に発注する工事を一括して発注したとして算定した額から、契約済みのすべての工事の額を控除した額とする。

(工事に伴う湧水の排出費用)

7. 共通費を算定する場合の直接工事費には、工事に伴う湧水等を公共下水道等に排出する場合の下水道料金は含まないものとする。

第4章 共通仮設費

(共通仮設費率の算定に用いるT(工期))

1. 共通仮設費率の算定に用いるT(工期)は、入札公告に示された開札予定日から工期末までの日数を元に、積算基準第10(4)の日数を減じた日数を「30日/月」にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。

なお、設計図書等に工期の始期が明示されている場合は、その始期から工期末までの日数を30日/月にて除し、この値をT(工期)として共通仮設費率を算出する。

(共通仮設費に積み上げする項目)

2. 以下の項目については、共通仮設費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。

(1) 準備費

- イ. 敷地測量、道路占有料、仮設用借地料、既存施設内の家具、什器、機器等の移動・復旧に関する費用
- ロ. 機械警備を委託している既存施設において、工事に影響を与える警備会社支給機器の一時停止・復旧に関する、諸経費を含み当該警備会社が算出した費用

(2) 仮設建物費

- イ. 宿舍、設計図書によるイメージアップ費用
- ロ. 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事における、監理事務所(監督職員事務所)、備品等の費用

なお、事務所の規模については設計図書に基づく。

- ハ. 建築工事における、監理事務所(監督職員事務所)の通常の備品等の費用のうち、設計図書に当該工事固有の事情により指定された内容

【参考】※通常の備品と考えられる備品類

切替電話・インターホン・衣類ロッカー・書類ロッカー・机・椅子・長靴・雨合羽・保安帽・安全帯・懐中電灯・黒板・掛時計・冷暖房機器・消火器・湯沸器・掃除具・会議用机・折りたたみ椅子・寒暖計

(3) 工事施設費

仮囲い、工事用道路、歩道構台、設計図書によるイメージアップ費用

(4) 環境安全費

安全管理・合図等の要員に要する費用(工事現場(施設)の警備に要する警備要員、機械警備及び交通誘導警備員に要する費用)

(5) 動力用水光熱費

本受電後の電力基本料金

(6) 機械器具等

イ. 新営工事における荷揚用揚重機械器具の費用

規格の選定及び存置日数は、表4-1～5を参考とし、施工条件等により機種を選定する。

表4-1 地上階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数	規格	存置日数	備考
1	25 t	13.6×A+5.2	
2	25 t	18.0×A+10.0	
3	25 t	22.4×A+14.8	
4	25 t	26.8×A+19.6	
5	25 t	31.2×A+24.4	

表4-2 地下階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数	規格	存置日数	備考
B1	25 t	9.5×A	

表4-3 塔屋階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数	規格	存置日数			備考
		100㎡未満	300㎡未満	500㎡未満	
P1	25 t	4	5	6	

表4-4 地上階の仕上用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数 (N)	規格	存置日数	備考
1	16 t	2.3×A	
2	16 t	5.4×A	
3	16 t	8.5×A	
4	0.7×A ² 工事用 16t未満	18.5×N+40.5	建築面積1,000㎡毎に1台
5	0.7×A ² 工事用 16t未満	18.5×N+40.5	建築面積1,000㎡毎に1台

表4-5 地下階の仕上用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数	規格	存置日数	備考
B1	16 t	6.4×A	

注) (各表共通)

- 1 揚重機等の設置・移動の作業が支障なく行える敷地を条件としたものである。
- 2 RC造の標準的な階高、スパン及び仕上げの建物として設定したものである。
- 3 $A = \text{建築面積} / 750\text{m}^2$ (計算過程においてAの値を端数処理する場合は、少数点以下第3位を四捨五入し小数点以下第2位とする。)
- 4 N=階数
- 5 存置日数の端数処理は、小数点以下第1位を切上げ整数とする。
- 6 各階の面積が著しく異なる場合は、実状に応じて適切に補正する。
- 7 階数が2階以下かつ建築面積が250m²未満の場合は、規格を16t以下とし、存置日数は実状に応じて適正に補正する。
- 8 障害物等で揚重作業に支障がある場合は、実状に応じて適切に設定する。

□. 改修工事における荷揚用揚重機械器具の費用。

機種を選定及び存置日数は、施工内容、施工条件等により機種を選定する。

(7) その他

材料及び製品の品質管理試験に要する費用は、コンクリート圧縮試験費及び鉄筋の圧接試験費(引張試験、超音波探傷試験)を除き、以下の試験費を積み上げにより算定する。

- ・ アスベスト粉じん濃度測定
- ・ 分析によるアスベスト含有建材の調査
- ・ 化学物質の濃度測定
- ・ 六価クロム溶出試験費
- ・ コンクリート単位水量測定費
- ・ PCB含有シーリング材の調査
- ・ 路床土の支持力比(CBR)試験
- ・ 現場CBR試験
- ・ 上記に類する各種試験費

(鉄骨工事における共通仮設費の補正)

3. 積算基準第10(5)における鉄骨工事の共通仮設費率の補正は、一般工事の共通仮設費率に「0.9」を乗じる。

なお、補正の対象となる鉄骨工事の取り扱いは第3章2.による。

また、一般工事の純工事費は「鉄骨工事以外の一般工事の純工事費」と「鉄骨工事の純工事費」にそれぞれ区分するものとする。

(その他工事の共通仮設費率)

4. 積算基準第10(6)におけるその他工事の共通仮設費率は、「1%」とする。

(労務費の比率が著しく少ない工事の共通仮設費率)

5. 積算基準第10(7)の労務費の比率が著しく少ない工事の共通仮設費率は、積算基準により算定した共通仮設費率に「0.9」を乗じる。

なお、労務費の比率が著しく少ない工事とは、直接工事費に占める労務費の割合が概ね10%以下の工事をいう。

(監理事務所を設けない場合の取り扱い)

6. 建築工事において監理事務所を設けない場合の共通仮設費率の補正は下記による。

- (1) 積算基準第10(9)における補正は、鉄骨工事以外の一般工事の共通仮設費率に「0.9」を乗じる。

注) その他工事及び各設備工事の共通仮設費率に対しては補正を行わない。

- (2) 鉄骨工事における共通仮設費率の補正をおこなう工事で、監理事務所を設けない場合は3.で補正した率に「0.9」を乗じる。

- (3) その他工事を単独で発注する場合において、別途共通仮設費を算定した場合は、補正を行わず、必要に応じて積み上げにより算定する。

- (4) 既存施設を監理事務所として利用できる場合は、利用期間中の維持管理費、利用後の現場復旧に要する費用を考慮し、補正は行わない。

また、監理事務所の規模の違いによる補正は行わない。

(建設発生土処分費及び発生材処分費の取り扱い)

7. 建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の共通仮設費は算定しない。

(リース料の取り扱い)

8. 仮設庁舎等をリースで発注する場合は、一般工事とリース料の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により一般工事の共通仮設費を算定する。

なお、リース料については、共通仮設費を算定しない。

(共通仮設費率算定の留意事項)

9. 共通仮設費率を算定する際の各項目における留意事項は以下による。

- (1) 動力用水光熱費

共通仮設費率に含まれる動力用水光熱費について、新営工事は引込費用及び使用料が該当し、改修工事は既存施設からの引き込みが可能であるため、主にメータ設置費と使用料が該当する。(工事用)

本受電後の電力基本料金については、設計図書の特記に基づき電気設備工事に積み上げ計

上する。

(2) 屋外整理清掃費

施工中に発生する端材等の処理に要する費用（指定された集積場所から構外へ搬出するための積込み、運搬費及び処分費）は、共通仮設費率に含む。

第5章 現場管理費

（現場管理費率の算定に用いるT（工期））

1. 現場管理費率の算定に用いるT（工期）は、入札公告に示された開札予定日から工期末までの日数を元に、積算基準第10（4）の日数を減じた日数を「30日/月」にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。ただし、積み上げによる現場管理費は一般工事（その他工事を除く）の現場管理費に計上する。

なお、設計図書等に工期の始期が明示されている場合は、その始期から工期末までの日数を30日/月にて除し、この値をT（工期）として現場管理費率を算出する。

（現場管理費に積み上げする項目）

2. 以下の項目については、現場管理費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。

(1) 要員等の費用

条件明示された要員等の費用（共通仮設費の費用以外、現場雇用労働者の給料等）

- (2) 工事費（工事価格＋消費税相当額）が500万円以上2,500万円未満の昇降機設備工事の工事实績情報（コリンズ）の登録に要する費用

工事实績情報登録費用 = 登録作業費※1 + 登録料（税抜き）

※1 登録作業費 = 特殊作業員1.0人・日

注）建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び工事費が2,500万円以上の昇降機設備工事には、現場管理費率に費用が含まれているため、加算は行わない。

- (3) 保全計画資料をさいたま市公共施設マネジメントシステムにより作成する場合の費用
さいたま市公共施設マネジメントシステムの入力データ作成費用の算出にあたっては、工事の種別及び規模等を考慮の上、適切に行うものとする。

なお、その他の資料作成に係る費用については、現場管理費率に含む。

（鉄骨工事における現場管理費率の補正）

3. 積算基準第11（5）における鉄骨工事の現場管理費率の補正は、一般工事の現場管理費率に、「1.0」を乗じる。

なお、補正の対象となる鉄骨工事の取り扱いは第3章2.による。

また、一般工事の工事原価は「鉄骨工事以外の一般工事の工事原価」と「鉄骨工事の工事原価」にそれぞれ区分するものとする。

(その他工事の現場管理費率)

4. 積算基準第11(6)におけるその他工事の現場管理費率は、「2%」とする。

(労務費の比率が著しく少ない工事の現場管理費率)

5. 積算基準第11(7)の労務費の比率が著しく少ない工事の現場管理費率は、積算基準により算出した現場管理費率に「0.8」を乗じる。

なお、労務費の比率が著しく少ない工事とは、直接工事費に占める労務費の割合が概ね10%以下の工事をいう。

(建設発生土処分費及び発生材処分費の取り扱い)

6. 建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の現場管理費は算定しない。

(リース料の取り扱い)

7. 仮設庁舎等をリースで発注する場合は、一般工事とリース料の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定する。

なお、リース料については、現場管理費を算定しない。

(労災補償に必要な保険契約における法定外の保険料等の補正)

8. 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降設備工事において、設計図書等に示された労災補償に必要な法定外の保険契約における保険料並びに現場従業員及び現場雇用労働者の墜落制止用器具費(フルハーネス型)の補正を行う場合は、一般工事の現場管理費率に「1.01」を乗じる。

なお、3. 鉄骨工事の補正を行う場合及び5. 労務費の比率が著しく少ない工事の補正を行う場合は「1.01」の補正に3. 及び5. を乗じる。

(支給材を使用する工事の取り扱い)

9. 支給材(施設維持管理部署又は発注者側で購入・製作された資機材)を使用して工事を施工する場合は、支給材を購入すると仮定した評価額の「2%」を現場管理費に加算する。

ただし、再利用資機材については現場管理費を加算しない。

第6章 一般管理費等

(一般管理費等における契約保証費)

1. 積算基準第12(1)による契約保証費については、工事原価に表6-1による契約保証費率を乗じ算出した金額を一般管理費等に加算する。ただし、設計変更(工事の一時中止も含む。)においては補正を行わない。

表6-1 契約保証費率

内 容	補正值(%)
保証の方法1:発注者が金銭的保証を必要とする場合 (さいたま市建設工事請負契約基準約款第4条を採用する場合)	0.04
保証の方法2:発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09
保証の方法3:上記以外の場合 【具体例】さいたま市契約規則(平成13年5月1日さいたま市規則第66号)第30条第1項第3号、第6号及び第8号に該当する場合 ただし、同号に該当する場合においても、金銭的保証を求めめる場合はこの限りではない	補正しない

※さいたま市建設工事請負契約基準約款運用指針 第4条関係

【設計変更時の契約保証費についての注意事項】

設計変更の際、RIBCにて共通費計算を行う過程で、当初積算時に契約保証費の補正で「0.04」と補正值を入力している場合、設計変更時の共通費計算の際は、この補正值を「0.00」に修正して算定すること。

(前払金支出割合による一般管理費等率の補正)

2. 前払金支出割合が35%以下において一般管理費等を算定する場合は、表6-2に示す前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を一般管理費等率に乗じる。

表6-2 一般管理費等率補正係数

前払金支出割合区分(%)	補正係数
5以下	1.05
5を超え 15以下	1.04
15を超え 25以下	1.03
25を超え 35以下	1.01

(住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用)

3. 住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用については、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」(平成19年法律第66号)に該当する住宅の新築工事の場

合は、資力確保措置のための費用を見積等により算出し、一般管理費等に加算する。ただし、設計変更においては補正を行わない。

第7章 その他

(その他工事として取り扱う工事)

1. その他工事の取り扱いにおける詳細は表7-1、7-2とする。

(1) その他工事の取り扱い【建築工事】

表7-1 その他工事の取り扱い【建築工事】

(注) ○印は対象項目、×印は対象外項目

【特殊な室内装備品】	家具・書架及び実験台の類で通常の建物本体工事に含まれない特殊な室内装備品。いわゆる「備品」で、現場搬入と転倒防止及び固定のための取り付け、配管・配線の簡易接続作業程度をもって完了となるもの。				
壁面収納（造り付け以外）	○	ローパーティション	○	移動書架	○
書架（スチール棚）	○	書架（既製木製棚）	○	家具（造り付け以外）	○
造り付け家具	×	カーテン	×	ブラインド	×
ファンコイルカバー	×	じゅうたん	×	OAフロア	×
一般（湯沸器）流し台	×	トイレブース	×	可動・移動間仕切	×
実験流し台	○	実験・医療器具	○	シールド工事	○
舞台機構装置	○	浴室・シャワーユニット	×	厨房機器	×
清掃用ゴンドラ	×				

【造園工事】	種目で造園工事として取り扱われる項目全て。				
樹木費	○	植え込み費	○	地被類（芝張り、は種）	○
支柱	○	移植	○	客土	○
植栽基盤	○	土壌改良	○	ツリーサークル	○
代採・抜根	○	人工土壌	○	排水マット敷設	○
庭石・モニュメント	○	温室工事	○		

【舗装工事】	種目で舗装工事として取り扱われる項目全て。ただし、土工、縁石、側溝は一般工事とする。				
土工事	×	直接仮設（舗装用）	○	アスファルト舗装	○
コンクリート舗装	○	タイル張り舗装	○	石張り舗装	○
インターロッキング舗装	○	舗石舗装	○	グラウンド・テニスコート	○
平板舗装	○	路床整正	○	舗装機械運搬	○
トラフィックペイント	○	縁石	×	L型側溝・V型溝	×
排水ます	×	開きよ（U字溝）	×	排水管	×

【取り壊し工事】	種目で取り壊し工事（建築物等の解体施工を行う工事）として取り扱われる項目全て。ただし、アスベスト含有建材処理工事については、一般（改修）工事とする。				
とりこわし費	○	集積積み	○	アスベスト処理工事費	×
とりこわし材運搬費	○	とりこわし機械運搬	○	改修（撤去）工事	×

(2) その他工事の取り扱い【機械設備工事】

通常の建物本体工事に含まれない下記の設備等については、システム一式を専門工事と扱い、当該据付調整費及び諸経費まで含んで計上したものを対象とする。

表7-2 その他工事の取り扱い【機械設備工事】

(注) ○印は対象項目、×印は対象外項目

【さく井設備】	さく井設備として取り扱われる項目全て。ただし、ポンプや揚水管の交換は一般工事。				
揚水井設備	○	掘さく及び電気検層後、ケーシング、スクリーン、砂利充てん、深井戸用水中モーターポンプ設置（揚水試験、水質検査含む）を行う、飲用水、雑用水、融雪用の揚水井			
地中熱交換井設備	○	掘さく後、地中熱交換器、けい砂等充てんを行う、空調及び融雪用の地中熱交換井			
深井戸用水中モーターポンプ交換	×	ポンプ及び揚水管の交換			
【特殊空調設備】	特殊空調設備として取り扱われる項目全て。				
恒温恒湿室	○	精度が高く一定の温湿度管理を行う部屋用の空調設備（部屋本体を含む場合あり）			
クリーンルーム	○	空気清浄度の確保が必要な部屋用の空調設備（部屋本体を含む場合あり）			
【循環ろ過設備】	循環ろ過設備として取り扱われる項目全て				
プールろ過設備	○	プール水を循環させてろ過や滅菌等を行い、水質を維持する設備			
浴槽ろ過設備	○	浴槽水を循環させてろ過や滅菌等を行い、水質を維持する設備			
【排水処理設備】	排水処理設備として取り扱われる項目全て。ただし、浄化槽設備及び雨水利用設備の集水部（ルーフドレン等）から雨水流入槽に至る配管は一般工事				
厨房排水除害設備	○	厨房排水における有害成分を下水道の放流基準値以下に処理する設備			
廃水処理設備	○	有害廃水（病原菌、放射性物質等）を下水道の放流基準値以下に処理する設備			
排水再利用設備	○	原水（雑排水等）を便所洗浄水、散水、修景用水等の用途に適合する水質まで処理する設備			
雨水利用設備	○	雨水を便所洗浄水、散水、修景用水等の用途に適合する水質まで処理する設備（ろ過装置を設けるシステム一式工事）			
	×	集水部（ルーフドレン等）から雨水流入槽に至る配管。 上記ルート中の雨水遮断弁装置等を独立して制御する場合の自動制御設備			

浄化槽設備	×	ユニット型、現場施工型
【ごみ処理設備】		
ごみ処理設備として取り扱われる項目全て。ただし、厨房のディスポーザーは一般工事。		
ダストシュート	○	各階に設けた投入口より縦管をつたって下層の集積所にごみを集める設備
ごみ真空輸送装置	○	建物に設けたダストシュート等と集積所をパイプで結び、パイプ内の空気を集積所側から吸引することで、広範囲からごみを収集・輸送する設備
コンパクト・コンテナ	○	かさの大きい紙ごみを高圧縮してコンテナに詰め、コンテナごと搬出する設備
焼却装置	○	焼却炉
ディスポーザー	×	厨房で扱うディスポーザーは一般工事
【搬送装置】		
搬送設備として取り扱われる項目全て。 (小荷物専用昇降機は昇降設備工事として取り扱う)		
書類搬送装置	○	気送管や垂直コンベヤ等を使用し、書類をステーションまで搬送する設備
自動倉庫	○	スタッカークレーン、無人走行台車等を用いた立体自動倉庫
昇降装置	○	段差解消機、ステージ昇降装置、ホイストクレーン等
【機械式駐車設備】		
機械式駐車設備として取り扱われる項目全て		
機械式駐車設備	○	2 段式、タワー式、水平循環式、平面往復式等
【特殊ガス設備】		
特殊ガス設備として取り扱われる項目全て		
医療用ガス設備	○	酸素、窒素、笑気ガス等の医療用ガスの供給を行う設備
実験用ガス設備	○	酸素、窒素、アルゴン、ヘリウム等の実験用ガスの供給を行う設備
高圧空気充てん設備	○	ダイビング用高圧空気ボンベへ空気充てんを行う設備
【実験機器設備】		
実験機器設備として取り扱われる項目全て		
実験機器設備	○	ドラフトチャンバー、安全キャビネット、クリーンベンチ、オートクレーブ、実験台、飼育装置、飼育ケージ等の実験機器類
【医療器具設備】		
医療器具設備として取り扱われる項目全て		
医療器具設備	○	手術台、歯科用椅子、各種検査機器（X線、CT、MRI、超音波等）、介護補助用リフト等の医療用設備

(その他工事を一般工事に含めて発注する場合の取り扱い)

2. 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の発注において、一般工事にその他工事を含めて発注する場合の取り扱いは次による。

(1) 工事費内訳書における単価及び価格

採用する単価及び価格は、原則として「その他工事を直接施工することができる工事業者」(以下「その他工事業者」という。)の見積もりによる単価及び価格を採用する。

(2) 積算に伴う見積書の提出依頼

その他工事業者(5者以上)への見積書の提出を求めることを原則とし、仮設、各専門工事、発生材処分等全てを対象とする。

(3) 見積書の精査

その他工事業者から提出された見積書は、見積書に記載されている細目等の統一を十分に確認し、比較対象の可否について精査を行うこととする。

(4) 共通費の算定

積算基準第9により「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」に区分し、その他工事業者からの見積もりのうち、それぞれ直接工事費、純工事費及び工事原価に対する率を採用する。

(5) 一般工事の共通費算定

一般工事の共通費を算定する際は、その他工事の積算により算出された「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」を、その他工事として計上する。ただし、共通仮設費において「準備費(道路占有料等)」、「機械器具費(揚重機械器具等)」等の積み上げ項目で一般工事と重複する項目は計上しない。

(特殊な専門工事を一般工事に含めて発注する場合の取り扱い)

3. 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の発注において、一般工事に特殊な専門工事を含めて発注する場合の取り扱いは次による。

(1) 特殊な専門工事

特殊な専門工事は次の工事とする。

- ・ 都市ガス設備工事
- ・ 水道本管引込工事(水道本管から水道メーターまでの工事)
- ・ 下水道本管接続工事(公共下水道本管から敷地の道路境界までの工事)

(2) 工事費内訳書における単価及び価格

採用する単価及び価格は、原則として「特殊な専門工事を直接施工することができる工事業者」(以下「特殊工事業者」という。)の見積もりによる単価及び価格を採用する。

(3) 積算に伴う見積書の提出依頼

特殊工事業者（5者以上）へのお見積書の提出をを求めることを原則とし、仮設、各専門工事、発生材処分等全てを対象とする。

(4) 見積書の精査

特殊工事業者から提出された見積書は、見積書に記載されている細目等の統一を十分に確認し、比較対象の可否について精査を行うこととする。

(5) 共通費の算定

積算基準第9により「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」に区分し、特殊工事業者からの見積もりのうち、それぞれ直接工事費、純工事費及び工事原価に対する率を採用する。

(6) 一般工事の共通費算定

一般工事の共通費を算定する際は、特殊な専門工事の積算により算出された「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」を、その他工事と同様に計上する。ただし、共通仮設費において「準備費（道路占有料 等）」、「機械器具費（揚重機械器具等）」等の積み上げ項目で一般工事と重複する項目は計上しない。

（その他工事等を専門工事業者へ直接発注する場合の取り扱い）

4. その他工事等を専門工事業者へ直接発注する場合の取扱いは次による。

(1) その他工事等

その他工事等は次の工事とする。

- ・ 積算基準 別表-22（本資料編 第7章1.）に掲げる「その他工事」
- ・ 建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第3条の規定による建設業の許可業種のうち、建築工事業、電気工事業及び管工事業を除く各工事業を営む事業者へ直接発注する工事

(2) 専門工事業者

専門工事業者とは、建設業法第3条の規定による建設業の許可業種のうち、建築工事業、電気工事業及び管工事業を除く各工事業を営む事業者をいう。

(3) 工事費内訳書における単価及び価格

採用する単価及び価格は、原則として専門工事業者の見積もりによる単価及び価格を採用する。

(4) 積算に伴う見積書の提出依頼

専門工事業者（5者以上）へのお見積書の提出をを求めることを原則とし、仮設、各専門工

事、発生材処分等全てを対象とする。

なお、見積書の提出を求める際は、直接発注する旨を見積り条件に明示して求める。

(5) 見積書の精査

専門工事業者から提出された見積書は、見積書に記載されている細目等の統一を十分に確認し、比較対象の可否について精査を行うこととする。

(6) 共通費の算定

積算基準第9により「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」に区分し、専門工事業者からの見積もりのうち、それぞれ直接工事費、純工事費及び工事原価に対する率を採用する。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成27年4月1日以降に公告及び指名の通知をする工事から施行する。

附 則

(施行期日)

第1 この基準は、平成27年10月1日以降に公告及び指名の通知をする工事から適用する。

(従前の基準類の取り扱い)

第2 施行日において、既に契約済みの工事における設計変更等の取り扱いについては、従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1 この基準は、平成28年10月1日以降に公告及び指名の通知をする工事から適用する。

(従前の基準類の取り扱い)

第2 施行日において、既に契約済みの工事における設計変更等の取り扱いについては、従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1 この基準は、平成29年2月1日以降に公告及び指名の通知をする工事から適用する。

(従前の基準類の取り扱い)

第2 施行日において、既に契約済みの工事における設計変更等の取り扱いについては、従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1 この基準は、平成29年2月20日から施行する。

(適用)

第2 この基準による改正後のさいたま市公共建築工事積算基準【資料編】は平成29年2月20日から適用する。

(従前の基準類の取り扱い)

第3 施行日において、既に契約済みの工事における設計変更等の取り扱いについては、従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1 この基準は、平成29年10月1日から施行する。

(適用)

第2 この基準による改正後のさいたま市公共建築工事積算基準【資料編】は平成29年10月1日から適用する。

(従前の基準類の取り扱い)

第3 施行日において、既に契約済みの工事における設計変更等の取り扱いについては、従前の

例による。

附 則

(施行期日)

第1 この基準は、平成30年4月1日から施行する。

(適用)

第2 この基準による改正後のさいたま市公共建築工事積算基準【資料編】は平成30年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1 この基準は、平成30年10月1日から施行する。

(適用)

第2 この基準による改正後のさいたま市公共建築工事積算基準【資料編】は平成30年10月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1 この基準は、令和元年10月1日から施行する。

(適用)

第2 この基準による改正後のさいたま市公共建築工事積算基準【資料編】は令和元年10月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1 この基準は、令和2年10月1日から施行する。

(適用)

第2 この基準による改正後のさいたま市公共建築工事積算基準【資料編】は令和2年10月1日から適用する。

(従前の基準類の取り扱い)

第3 施行日において、既に契約済みの工事における設計変更等の取り扱いについては、従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1 この基準は、令和3年4月1日から施行する。

(適用)

第2 この基準による改正後のさいたま市公共建築工事積算基準【資料編】は令和3年4月1日から適用する。

(従前の基準類の取り扱い)

第3 施行日において、既に契約済みの工事における設計変更等の取り扱いについては、従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1 この基準は、令和3年10月1日から施行する。

(適用)

第2 この基準による改正後のさいたま市公共建築工事積算基準【資料編】は令和3年10月1日から適用する。

(従前の基準類の取り扱い)

第3 施行日において、既に契約済みの工事における設計変更等の取り扱いについては、従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1 この基準は、令和4年4月1日から施行する。

(適用)

第2 この基準による改正後のさいたま市公共建築工事積算基準【資料編】は令和4年4月1日から適用する。

(従前の基準類の取り扱い)

第3 施行日において、既に契約済みの工事における設計変更等の取り扱いについては、従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1 この基準は、令和4年10月1日から施行する。

(適用)

第2 この基準による改正後のさいたま市公共建築工事積算基準【資料編】は令和4年10月1日から適用する。

別表—1 執務並行改修の場合の工種ごとの単価適用区分（建築工事）

工種	用いる単価	基準補正単価			備考
		複合単価 労務の所要量補 正	市場単価及び補正市場単価 改修補正率		
仮設	基準単価	—	—	—	
土工	基準単価	—	—	—	
地業	基準単価	—	—	—	
鉄筋	基準単価	—	—	—	
コンクリート	基準単価	—	—	—	
型枠	基準単価	—	—	—	
鉄骨	基準単価	—	—	—	
既製コンクリート	基準補正単価	1.15	—	—	
防水	基準補正単価	1.15	防水	1.07	
			防水（シーリング）	1.13	
石	基準補正単価	1.15	—	—	
タイル	基準補正単価	1.15	—	—	
木工	基準補正単価	1.15	—	—	
屋根及びとい	基準補正単価	1.15	—	—	
金属	基準補正単価	1.15	金属	1.08	
左官（仕上塗材仕上）	基準単価	—	—	—	
左官（仕上塗材仕上以外）	基準補正単価	1.15	左官（仕上塗材仕上以外）	1.14	
建具	基準補正単価	1.15	建具（ガラス）	1.09	
			建具（シーリング）	1.14	
塗装（改修標仕仕様）	基準補正単価	1.15	塗装（改修標仕仕様）	1.14	
内外装	基準補正単価	1.15	内外装	1.11	
			内外装（ビニル床材）	1.08	
仕上げユニット	基準補正単価	1.15	—	—	
排水	基準単価	—	—	—	
構内舗装	基準単価	—	—	—	
植栽	基準単価	—	—	—	
仮設（改修）	基準単価	—	—	—	
撤去	基準単価	—	—	—	
外壁改修	基準単価	—	—	—	
とりこわし	基準単価	—	—	—	

別表一 2 執務並行改修の場合の工種ごとの単価適用区分（電気設備工事）

工種	用いる単価	基準補正単価		備考	
		複合単価 労務の所要量補 正	市場単価及び補正市場単価 改修補正率		
配管工事	基準補正単価	1.20	電線管、2種金属線び及び同ホックス	1.18	
			ケーブルラック	1.14	
			位置ホックス及び位置ホックス用ホック	1.17	
			プルボックス	1.12	
			プルボックス用接地端子	1.00	
			防火区画貫通処理ケーブル用(壁・床)	1.13	
			防火区画貫通処理金属管・丸型用	1.05	
			(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.14	
配線工事	基準補正単価	1.20	600V 絶縁電線及び600V 絶縁ケーブル	1.16	
接地工事（屋内）	基準補正単価	1.20	—	—	
接地工事（屋外）	基準単価	—	(接地極工事)銅板式、銅覆銅棒、接地極埋設票(金属製)	—	
塗装工事	基準補正単価	1.20	—	—	
機器搬入	基準補正単価	1.20	—	—	
電灯設備	基準補正単価	1.20	—	—	
動力設備	基準補正単価	1.20	—	—	
雷保護設備	基準補正単価	1.20	—	—	
受変電設備	基準補正単価	1.20	—	—	
電力貯蔵設備	基準補正単価	1.20	—	—	
架空線路	基準単価	—	—	—	
地中線路	基準単価	—	—	—	
構内交換設備	基準補正単価	1.20	—	—	
情報表示・拡声設備	基準補正単価	1.20	—	—	
誘導支援設備	基準補正単価	1.20	—	—	
テレビ共同受信設備	基準補正単価	1.20	—	—	
監視カメラ設備	基準補正単価	1.20	—	—	
火災報知設備	基準補正単価	1.20	—	—	
撤去（再使用しない）	基準単価	—	—	—	
撤去（再使用する）	基準単価	—	—	—	
再取付け	基準補正単価	1.20	—	—	
機器搬出	基準補正単価	1.20	—	—	
はつり工事	基準補正単価	1.20	—	—	

注) 屋外、共同溝等においては原則として基準補正単価を適用しない。

別表－３ 執務並行改修の場合の工種ごとの単価適用区分（機械設備工事）

工種	用いる単価	基準補正単価			備考
		複合単価 労務の所要量補 正	市場単価及び補正市場単価 改修補正率		
配管工事 (屋内一般、機械室・便所)	基準補正単価	1.20	—	—	屋上及び外壁施工含む
配管工事 (屋外・共同溝)	基準単価	—	—	—	
配管工事(地中)	基準単価	—	—	—	
配管付属品	基準補正単価	1.20	—	—	
保温工事	基準補正単価	1.20	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.14	
塗装及び防錆工事	基準補正単価	1.20	—	—	
機器搬入	基準補正単価	1.20	—	—	
総合調整	基準補正単価	1.20	—	—	
土工事	基準単価	—	—	—	
コンクリート工事	基準補正単価	1.20	—	—	屋内基礎等
機器類の据付	基準補正単価	1.20	—	—	
ダクト設備	基準補正単価	1.20	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャイム類	1.14	
ダクト付属品	基準補正単価	1.20	既製品ボルト、製気口、ダクト等の取付手間のみ	1.20	
自動制御設備	基準補正単価	1.20	—	—	歩掛りによる場合
衛生器具設備 (エントを除く)	基準補正単価	1.20	取付手間のみ	1.20	
樹類	基準単価	—	—	—	
消火設備 (特殊消火を除く)	基準補正単価	1.20	—	—	歩掛りによる場合
配管分岐・切断	基準補正単価	1.20	—	—	
機器搬出	基準補正単価	1.20	—	—	
はつり工事	基準補正単価	1.20	—	—	
ダクト端部閉塞	基準補正単価	1.20	—	—	
インバート改修	基準単価	—	—	—	
撤去(再使用する)	基準単価	—	—	—	
撤去(再使用しない)	基準単価	—	—	—	
再取付け	基準補正単価	1.20	—	—	

注) 屋外、共同溝等においては原則として基準補正単価を適用しない。

別表一 4 製造業者・専門工事業者の諸経費（下請経費）

製造業者・専門工事業者の諸経費とは、製造業者・専門工事業者の現場管理費及び一般管理費等であり、その内容は以下のとおりとする。

現場管理費とは、工事施工に当たり現場で必要とする費用であり、一般管理費等とは製造業者

・専門工事業者の継続運営に必要な費用と付加利益である。

現場管理費	労務管理費、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、その他の現場管理に要する費用
一般管理費等	役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、維持修繕費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、交際費、地代家賃、減価償却費、試験研究償却費、租税公課、保険料、雑費、付加利益

別表一 5 建築工事の歩掛り作成時における「その他」（下請経費及び小器材の損耗費等）

工事種別	工 種	「その他」の率	「その他」の率対象	備 考
建 築 工 事	仮 設	20~30%	労、雑	
	土 工	20~30%	労、雑	
	地 業	20~30%	労、雑	
	鉄 筋	20~30%	労、雑	
	コンクリート	20~30%	労、雑	
	型 枠	18~26%	材、労、雑	
	鉄 骨	20~30%	労、雑	
	既製コンクリート	15~23%	材、労	材にセメント、細骨材、鉄筋は含めない
	防 水	15~23%	材、労、雑	
	石	16~24%	労	
	タ イ ル	16~24%	材、労	材にセメント、細骨材は含めない
	木 工	20~30%	労	
	屋根及びとい	15~23%	材、労、雑	
	金 属	16~24%	材、労	
	左 官	19~27%	労	
	建 具（建具取付）	16~24%	労	
	建 具（ガラス）	15~23%	材、労	
	塗 装	18~26%	材、労、雑	
内 外 装	15~23%	材、労、雑	材にセメント、細骨材は含めない	
仕上げユニット	20~30%	労		
排 水	18~26%	材、労、雑	材に普通コンクリート、砂利、セメント、細骨材は含めない	

	構内舗装	18~26%	材、労、雑	
	植栽樹木費以外	18~26%	材、労、雑	材に芝を含む
	植栽樹木費	上記決定率×0.7	材	材に地被類を含む
	撤去	20~30%	労、雑	
	外壁改修	20~30%	労	
	とりこわし	20~30%	労、雑	

(注) 1. 表中の材は「材料費」、労は「労務費」、雑は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。

2. 植栽の「その他」の率には枯補償、枯損処理を含むものとする。

3. 取外しの場合は、取外しを行う製品等に対応する工種の「その他」の率を適用する。

別表-6 電気設備工事の歩掛り作成時における「その他」（下請経費及び小器材の損耗費等）

工事種別	工種	「その他」の率	「その他」の率対象	備考
電 気 設 備 工 事	配管工事	20~30%	労	電線管
	配線工事	20~30%	労	電線
	接地工事	20~30%	労	接地端子盤等
	塗装工事	18~26%	材、労、雑	
	機器搬入	20~30%	労、雑	
	電灯設備	20~30%	労	照明器具、配線器具
	動力設備	19~27%	労	制御盤等
	雷保護設備	20~30%	労	避雷針等
	受変電設備	19~27%	労	配電盤類、変圧器、コンデンサ等
	電力貯蔵設備	19~27%	労	電源機器等
	架空線路	20~30%	労	電柱、柱上変圧器、保安開閉器等
	地中線路	20~30%	労	保護管
	構内交換設備	19~27%	労	端子盤、電話機等
	情報表示・拡声設備	19~27%	労	時計、スピーカー、表示器等
	誘導支援設備	19~27%	労	インターホン等
	テレビ共同受信設備	19~27%	労	テレビアンテナ等
	監視カメラ設備	19~27%	労	テレビカメラ等
	火災報知設備	19~27%	労	火災受信機等
	撤去	20~30%	労	
	機器搬出	20~30%	労、雑	
はつり工事	20~30%	労		

(注) 1. 表中の材は「材料費」、労は「労務費」、雑は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。

2. 取外しの場合は、取外しを行う製品等に対応する工種の「その他」の率を適用する。

別表一 七 機械設備工事の歩掛り作成時における「その他」（下請経費及び小器材の損耗費等）

工事種別	工 種	「その他」の率	「その他」の率対象	備 考
機 械 設 備 工 事	各種配管工事	20～30%	労	労務費にははつり補修費を含む
	配管付属品	19～27%	労	弁、伸縮継手、蒸気トラップ、水栓、排水金具、計器類等
	保温工事	18～26%	材、労、雑	
	塗装工事	18～26%	材、労、雑	
	機器搬入	20～30%	労、雑	
	総合調整	20～30%	労	
	空気調和機器	19～27%	労	ボイラー、冷凍機、空気調和機、ポンプ、送風機等
	ダクト工事	16～24%	材、労、雑	
	ダクト付属品	19～27%	労	吹出口、吸込口、ダンパー類等
	ダクト付属品 （たわみ継手）	18～26%	材、労	
	自動制御設備	19～27%	労	労務費には自動制御機器調整費を含む
	衛生器具	20～30%	労	
	衛生機器	19～27%	労	タンク、ポンプ、厨房器具、湯沸器、消火器具類等
	柵	19～27%	労	ため柵、インバート柵、弁柵類等
	撤 去	20～30%	労	
	配管分岐・切断	20～30%	労	複合単価分は対象外
	機器搬出	20～30%	労、雑	
	はつり工事	20～30%	労	
ダクト端部閉塞	16～24%	材、労		
インバート改修	19～27%	労		

(注) 1. 表中の材は「材料費」、労は「労務費」、雑は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。

2. 取外しの場合は、取外しを行う製品等に対応する工種の「その他」の率を適用する。